

# 第74回 新居浜市都市計画審議会 議事録

日 時 令和5年12月4日（月）14時から14時50分まで  
場 所 新居浜市役所 消防防災合同庁舎 5階 災害対策室

事務局

ただ今から、第74回新居浜市都市計画審議会を開催いたします。当審議会の事務局を担当いたします、都市計画課の高橋でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、一部の委員さんに変更があり、本来でしたら、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間の関係で既に机上に配付させていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

それでは、お手元の委員名簿に従いまして、本日ご出席頂いております委員さんをご紹介させていただきます。

新居浜市土地改良協議会 会長 高橋征三（たかはし せいぞう）委員さんでございます。

新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木康司（すずき こうじ）委員さんでございます。

新居浜商工会議所 副会頭 白石誠一（しらいし せいいち）委員さんでございます。

新居浜市農業委員会 会長 藤田幸正（ふじた ゆきまさ）委員さんでございます。

愛媛県建築士会新居浜支部 支部長 宮崎秀俊（みやざき ひでとし）委員さんでございます。

新居浜市議会議員 伊藤 謙司（いとう けんじ）委員さんでございます。

新居浜市議会議員 高塚 広義（たかつか ひろよし）委員さんでございます。

新居浜市議会議員 合田 晋一郎（ごうだ しんいちろう）委員さんでございます。

新居浜市議会議員 渡辺 高博（わたなべ たかひろ）委員さんでございます。

国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所長 菊池 志郎（きくち しろう）委員さんの代理として、計画課課長 森倉 遼

太（もりくら りょうた）委員さんでございます。

愛媛県東予地方局建設部長 近藤 孝利（こんどう たかとし）委員さんでございます。

新居浜市連合自治会 会長 坂上公三（さかうえ こうぞう）委員さんでございます。

新居浜市女性連合協議会 総務 頼木熙子（よりき ひろこ）委員さんでございます。

市民公募委員 徳久晴彦（とくひさ はるひこ）委員さんでございます。

仙波 憲一委員さんにございましては、ただいま少し遅れております。

ご紹介は以上でございます。委員の皆様、よろしくお願いたします。

なお、本日、審議会委員14名の御出席をいただき、半数以上の出席がございますので、「新居浜市都市計画審議会条例第6条第2項」の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、この審議会は本市の審議会等の公開に関する要綱に基づきまして、議事録を公開とすることが求められております。

委員会終了後に、市のホームページで会議の内容を公開することを予定しておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

また、本日の審議会の終了時刻は、15時頃を予定しておりますので、進行等にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました資料としまして、A4一枚もので「次第」、「委員名簿」、とA4ホッチキス留めの「議案書」の3点、そして本日本配布させていただきました、「配席表」、「住民周知と意見要旨一覧」、「新居浜市都市計画審議会条例及び施行規則」がございます。ご不足はありませんでしょうか。

それでは、審議会開催にあたりまして、石川市長がご挨拶申し上げます。

市長

皆さん改めましてこんにちは。第74回新居浜市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆さんには、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より、市政全般、とりわけ都市計画行政の円滑な推進に多大なるご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、人口減少や超高齢化社会或いは国内外で多発する未曾有の激甚災害などに対応するため、将来にわたって対応可能なまちづくりへの取り組みは不可欠となってきました。このような中、本日は新居浜市阿島にございます「新居浜市衛生センターの都市計画決定の廃止」と公共下水道の区域の見直しに伴います「都市計画下水道の変更」についてご審議をいただきたいと考えております。

これからの持続可能なまちづくりにつなげる計画につきまして、見直しし決定する案件でございますので、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますとともに、本市の都市計画行政の円滑な推進に向け、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。次に、新居浜市都市計画審議会条例第2条の規定により、市長より審議会への諮問がございます。石川市長、鈴木会長、よろしく願いいたします。

市長

【諮問】（市長から会長へ諮問文書を渡す）

新居浜市都市計画審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮問いたします。

議案第147号 新居浜都市計画汚物処理場の変更案について

議案第148号 新居浜都市計画下水道の変更案について

よろしく願い致します。

事務局

ありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、石川市長には公務の為、ここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

【石川市長 退席】

鈴木会長

それでは、新居浜市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会議の議長は会長が務める事となっております。

鈴木会長、よろしく願いいたします。

はい。それでは、次第にそって議事進行をさせていただきます。

はじめに審議会に先立ちまして、新居浜市都市計画審議会施行規則第7条に基づき、私の方から本日の会議の議事録に署名をいただく方を指名させていただきます。

宮崎秀俊(みやざき ひでとし) 委員様、頼木熙子(よりき ひろこ) 委員様にお願いいたします。よろしいでしょうか。

【署名人 了承】

ありがとうございます。では、どうぞよろしく願いします。

それでは、新居浜市から諮問を受けております2議案につきまして、委員の皆様へ、ご意見、ご審議をいただきたいと思っております。

なお、議案147号新居浜市都市計画汚物処理場の変更案、議案第148号新居浜市都市計画下水道の変更案の2議案につきましては、事務局からの一括した説明の後、審議させていただきます。

それでは事務局から説明をお願いいたします

事務局

はい。それでは、早速、議案第147号都市計画汚物処理場の廃止についてご説明させていただきます。

説明は都市計画課調査計画係の村上がさせていただきます。よろしく願い致します。

議案第147号-1をお開きください。今回上程させていただく議案としましては、都市計画汚物処理場を廃止するという内容となります。

新居浜市汚物処理場、処理場名(新居浜市衛生センター)は阿島二丁目に位置しており、面積が9,500㎡で、1日当たり140klのし尿処理能力を有しておりました。

新居浜市衛生センターは新居浜市のし尿処理を行ってきた施設ですが、施設更新から約30年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、より経済的かつ有効な処理手法を検討し、新居浜市下水処理場での共同処理を開始しました。

今回の変更は新居浜市衛生センターが令和4年3月31日をもってし尿の受け入れを中止し、施設を閉鎖したことから都市計画上の都市施設としての制限を廃止しようとするものとなっております。

議案第147号-2をお開きください。議案第147号-2で新居浜市衛生センターの位置をお示ししております。黄色着色部が衛生センターの位置となっております。

議案第147号-3をお開きください。こちらは衛生センターの位置の詳細となります。

新居浜市衛生センターは新居浜市阿島二丁目に位置しており、市内全域のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行ってきた汚物処理施設です。

昭和48年に東予広域都市汚物処理場（新居浜市浄化園）として稼働を開始し、平成元年の新居浜市機構改革により、新居浜市浄化園から現在の新居浜市衛生センターに名称変更されました。また、昭和62年度からスクラップ&ビルド工法により、3か年継続事業で施設の更新が行われました。平成21年には東予広域都市計画区域が新居浜都市計画区域と西条都市計画区域に分割されたことに伴い、東予広域都市計画汚物処理場から現在の新居浜市都市計画汚物処理場へ変更されました。

つづきまして、新居浜市衛生センターが閉鎖されるまでの経緯についてご説明させていただきます。

新居浜市衛生センターは平成元年に施設更新をしてから30年以上が経過し、老朽化による施設更新に莫大な費用が必要でした。

また、公共下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥の発生量が経年的に減少したことや、汚物処理原価の上昇等が問題となっていました。これらを踏まえ、検討を行った結果、新居浜市下水処理場内にし尿・浄化槽汚泥の受入施設を建設し、新居浜市下水処理場の汚泥処理系へ投入する共同処理が、経済性、維持管理性、処理水質及び汚泥処理への影響で最も有利であるとの結論となりました。

この共同処理が令和4年4月1日から本格運用を開始し、それに

事務局

に伴い、令和4年3月31日をもって新居浜市衛生センターは閉鎖することとなりました。

現在、新居浜市衛生センターは閉鎖されておりますが、こちらの黄色で着色をしている区域につきましては、汚物処理場の用途に供する建築物の敷地の位置としての土地利用を図るために都市計画上の規制がかかっている状態となっております。

そこで、都市計画汚物処理場としての制限を外すことで、周辺と同じ土地利用とするため、今回、都市計画汚物処理場の廃止手続きを行うものです。ご審議をお願い致します。これで議題第147号の上程を終わります。

引き続き、議案第148号の上程に移らせていただきたいと思います。

それでは、議案第148号都市計画下水道の変更案について下水道課檜垣からご説明いたします。

議案第148号-1をお開きください。今回の変更案につきましては、「2. 排水区域」と、「3. 下水管渠」のうち川西污水幹線の変更を行うことと、「3. 下水管渠」のうち庄内污水幹線及び、川東污水幹線を廃止するものでございます。

議案書2枚目をお開きください。排水区域変更の理由となっております。これまでは、用途地域における整備を優先して進めつつ、市街地動向を見据えながら、段階的に配水区域を拡張してきましたが、今後は、上位計画であります、都市計画マスタープランに掲げるコンパクトなまちづくりを推進する方針と整合を図り、社会情勢や整備における時間軸などを考慮し、優先度の高い区域を限定して整備を進めていく必要がございます。今回の変更箇所であります新居浜駅南地区は立地的適正化計画において、居住誘導区域に位置付けられており、都市拠点としての整備を推進する地区でございます。

美しが丘地区につきましては、居住誘導区域に隣接し、すでに公共下水道に接続された大規模な住宅地や商業施設で構成される良好な開発区域であり、施設の適切な維持管理を行うこととしており

ます。以上の理由によりこの2地区の38haを追加し、排水区域を2,576haに変更するものでございます。

議案書の3枚目をお開きください。赤色で表示しております排水区域に追加する地区につきましては、先ほど変更理由でご説明しました、新居浜駅南地区と美しが丘地区になります。黄色で表示しております箇所が、廃止する下水管渠を示しております。

議案書4枚目をお開きください。新居浜駅南地区と美しが丘地区の詳細を載せております。

まず1番目の排水区域に追加する地区の選定理由につきましてご説明いたします。こちらの図面が現在の排水区域に、立地適正化計画で定めております、居住誘導区域を重ねたものになります。居住誘導区域の内、現在の排水区域から外れている新居浜駅南地区を追加し、本市のまちづくりの方針と整合を図ることといたしました。

また、美しが丘地区につきましては、居住誘導区域に隣接した、既に下水道が整備された開発区域で、将来的には市が維持管理を行いますことから、区域に追加することとしております。これら2地区を追加しまして、紫色で示しました、2,576haに変更するものでございます。

新居浜駅南地区の詳細な位置を示した航空写真になります。坂井町三丁目で、市道駅裏角野線から、県道国領高木線までの間に挟まれた地区でございます。

美しが丘地区の詳細な位置を示したものでございます。東田三丁目の一部で、航空写真にありますとおり、大規模な住宅地や、商用施設で構成される開発区域でございます。追加する排水区域の説明は以上となります。

続きまして、下水管渠の変更につきましてご説明致します。図面の緑色の区域が、令和3年度以前の全体計画区域を示しております。全体計画区域とは、将来的に下水道の整備を行う区域であり、大島や別子山地区を除く、旧新居浜市のほぼ全域を区域に定めておりました。また、汚水幹線につきましては、この全体計画区域を対

象に計画しているもので、全体計画の中で配管ルートや口径について定めております。都市計画下水道における下水管渠につきましては、都市計画手続きの簡素化のため下水排除面積が1,000ha以上の、比較的規模の大きい管渠のみを定めることとなっております。

例えば、川西污水幹線であれば、こちらの下水処理場から大生院までの延長がありますが、都市計画におきましては排除面積が1,000ha以上となります赤色の部分のみを定めておりました。庄内污水幹線もこちらです。川東污水幹線も同じように、1,000ha以上の区域のみを定めることとしております。

こちらが変更案を示したものになります。昨年度行いました全体計画区域の見直しによりまして、令和3年度以前の緑色の区域から紫色の区域まで全体計画区域を縮小いたしました。区域を縮小したことにより、黄色で示しています部分の幹線が、1,000haより小さくなった管渠でございます。川西污水幹線につきましては、こちらの一部を残して、残りのこちらの黄色の部分がすべて1,000ha以下となりますことから削除して廃止することと致します。

以上が、下水管渠の変更内容でございます。

都市計画下水道の変更にかかる、議題第148号の上程は以上でございます。

事務局

はい。続きまして、住民周知と意見要旨についてご説明差し上げます。本日お配りしました参考資料A4の紙1枚となります。こちらに結果を示しております。

議案第147号新居浜都市計画汚物処理場の変更案についてと148号新居浜都市計画下水道の変更案についてでございますが、都市計画の決定及び変更する際には、原案を作成した後、市民の皆様住民の皆様意見を反映した形で、案を作成することとなっております。汚物処理場の変更案につきましては、令和5年8月31日に、多喜浜公民館にて、説明及び意見陳述会を開催させていただきまして、出席者数は3名となっております。議案148号新居浜都

市計画下水道の変更案につきましては、令和5年9月13日に泉川公民館にて説明及び意見陳述会を開催させていただきまして、出席者数は2名となっております。またそれらのご意見を反映した形で案を作成いたしまして、案の縦覧につきましては先月、11月6日から17日の間行いまして、縦覧者数はそれぞれ1名ずつとなっております。その際に、ご意見等はございませんでしたことを報告させていただきます。

続きまして都市計画の決定手続きについてご説明させていただきます。先ほどの説明にもありました、説明及び意見陳述会についてそれぞれ汚物処理場につきましては8月31日多喜浜公民館、下水道につきましては9月13日、泉川公民館にて開催をさせていただきました。

それらの意見を反映した形で都市計画の案を作成し、愛媛県と協議を行いました。その後、協議が整いましたので、縦覧を11月6日から17日の間に実施し、それらの案をもちまして、都市計画審議会を開催させていただいております。

本日、審議会でご審議いただきまして整いましたあと、愛媛県知事との協議を整えまして、都市計画決定の告示というようなスケジュールとなっております。

予定では、令和6年1月上旬頃の予定を考えております。この告示が終えますと、汚物処理場については都市計画決定の制限が撤廃され、下水道につきましては区域が新たな区域となって、都市計画決定がされるということがございます。その後につきましては、下水道につきましては新たな区域のもと、都市計画とは別に、下水道法による事業計画の手続きというものを経てから下水道の事業が開始されるということがございます。簡単ではございますが、以上でございます。

鈴木会長

説明ありがとうございました。ただいま事務局から議案の説明がありました、議案第147号、議案第148号に関しまして、ご質問、ご意見等がありましたらよろしく願いいたします。

伊藤委員お願いします。



事務局

はい。現状、この黄色で着色する部分につきましては、今、汚物処理場という用途でしか活用できないような制限がかかっておりまして、その制限を外すだけといいますか、今回、周辺が田園居住地区という形となっておりますので、そちらと同じ対応となるということになります。

伊藤委員

はい。ありがとうございます。

鈴木会長

他にご意見、ご質問等あればお願いいたします。

高塚様お願いします。

高塚委員

すいませんちょっと1点お伺いいたします。議案の第148号の方の下水道の変更案なんですけど、今のこの現状説明であったような美しが丘と新居浜駅南ということになるんですけど。今後そのあとについてはもうここでもう一応打ち止めということで、合併処理浄化槽の方を市の方針としてはやっていくということでもいいんでしょうか？確認のためにお伺い致します。

事務局

ご意見いただいた通りでございます。昨年度、全体計画区域の見直しを行ったんですが、その理由としましては、国が下水道の目標として、令和8年度の早期概成を掲げたことと、それから下水道の事業経営上の問題おして、人口減少や使用料の減少に伴う収入の減少や、施設が老朽化したことに伴う改築更新の需要の増大など、厳しい財政状況や事業計画区域外において合併処理浄化槽が既にかんりの数で整備されておりまして、公共下水道に対するニーズが大分少なくなっていることを踏まえまして、緑の区域から紫色の区域まで、全体計画区域自体を縮小しまして、これ以上は下水を拡張しないという方針で一通りの結論に至りました、ということですので、紫色の外側の区域につきましては、ご意見いただいた通り、合併処理浄化槽による整備を推進していくこととしております。以上でございます。

鈴木会長

はい。ありがとうございます。他にご質問ご意見等がありましたらお願いいたします。他にご意見ございませんでしょうか。

はい。では概ね意見も出尽くしたようですので、お諮りをいたします。まず、議案第147号、新居浜市都市計画汚物処理場の変更

事務局

案につきまして、諮問案の通り了承してよろしいでしょうか。了承することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いいたします。

はい。ありがとうございました。全会一致によりましてご賛同いただきましたので、本議案147号につきましては、諮問案の通り了承することといたします。

続きまして、議案第148号新居浜都市計画下水道の変更案につきまして、諮問の通り承認してよろしいでしょうか。承認する方に賛成の意見の皆様は挙手をお願いいたします。

はい。ありがとうございました。こちらも全会一致でご賛同いただきましたので、議案第148号につきまして、諮問案通り承認するすることで答申いたします。

本日の議事は以上になります。皆様ありがとうございました。それでは事務局、よろしくをお願いいたします。

はい。鈴木会長、ありがとうございました。委員の皆様からも貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは今後のスケジュールにつきまして、先ほど説明しましたが再度ご説明させていただきます。

本日ご審議いただいた新居浜都市計画汚物処理場の変更案につきましては、令和6年1月初旬の都市計画決定の告示を目指して進めて参ります。新居浜都市計画下水道の変更案につきましては、令和6年1月初旬の都市計画決定の告示の後、下水道法上の事業計画の変更手続きを経まして、令和6年度からは新たな計画区域のもと事業の実施を進めて参ります。さらに本日の議題の案件のほか、令和6年3月には、現在都市計画の変更手続きを実施しております新居浜駅南地区の土地利用の変更に関する事項と、新居浜市立地適正化計画の改定に関する事項について、ご審議、ご意見を頂戴したいと存じますので、引き続きよろしくお願い致します。事務局からは以上でございます。

それではこれもちまして、第74回新居浜市都市計画審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

この議事録は、事実と相違ないので、署名します。

議 長

鈴木康司

---

議事録署名人

宮崎 香俊

---

議事録署名人

頼木 照子

---